ともに創ろう
みんなが住みたくなるまちとね

令和元年度
町政懇談会開催

町民の皆さまとの対話を大切にし、その声を町政に反映させる対話型行政を推進するために、令和元年度主要事業の取り組み状況などを報告し、町民の皆さまからの町政全般へのご意見などをお伺いするため、町政懇談会を開催します。

当懇談会は、町政に対するご意見などを伺うことを目的にしておりますので、質問に対して、その場でお答えできないことがございますので、あらかじめご了承願います。

令和元年 10月19日（土）午後２時～

場所／利根町公民館　多目的ホール

内容／・令和元年度主要事業の取り組み状況について・第５次利根町総合振興計画について
・平成 30 年度決算および町の財政状況について・意見交換

※車でお越しの方は、利根町公民館および利根町保健福祉センターの駐車場または、砂利駐車場をご利用ください。

問い合わせ先　役場総務課　秘書広聴係　☎６８－２２１１（内線５０３・５０５・５０７）

「第 48 回利根町町民運動会」開催中止について

６月 15 日（土）に開催を予定していましたが、悪天候などにより皆さま方の安全確保を考え困難であると判断し、開催を延期とさせていただきました。今後の開催について、町民運動会を開催できないか日程などを調整し検討いたしましたが、すでに休日には町事業などが組まれているため、中止の決断をせざるを得ない状況であり、苦渋の選択をしたところでございます。

町民運動会を楽しみにしておりました皆さまおよび関係者の皆さまには、多大なご迷惑をお掛けしましたこと、深くお詫び申し上げます。

なお、来年度につきましても多くの皆さまにご来場いただきますよう、町民運動会の開催に向け準備を行ってまいりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先　利根町生涯学習センター
☎６８－３２６３　FAX ６８－２５４０　（午前８時 30 分～午後５時 15 分　休館日 / 月曜日・祝日）

霞ヶ浦流域の小規模事業所に係る規制強化について

県民の貴重な水源である霞ヶ浦の水をきれいにするため、県などでは、生活排水対策などさまざまな取り組みを進めてきましたが、近年は水質改善があまり進まず、その指標である COD（※1）も横ばい傾向になっています。

そこで、県では、茨城県霞ケ浦水質保全条例などの一部を改正し、令和３（2021）年４月１日から排水規制を強化します。霞ヶ浦流域で事業を営む皆さんに、排水処理を徹底していただくことなどにより、霞ヶ浦のさらなる水質改善を目指します。きれいな霞ヶ浦を、私たちの力で取り戻しましょう。

（※１）湖沼の汚濁の程度を表す数値

●排水の水質基準を守りましょう

平成 19 年（2007）から、霞ヶ浦流域の飲食店やコンビニなど全ての事業所が守るべき BOD（※2）や窒素、りんなどの排水基準が、茨城県霞ケ浦水質保全条例により定められています。（※２）河川の汚濁の程度を表す数値

	BOD	浮遊物質量	窒素	りん
日間平均	20mg/L	30mg/L	-	-
最　大	25mg/L	40mg/L	45mg/L	6mg/L

●２年後から命令違反には罰則が適用されます

これまでは、排水基準を超過した場合、勧告などで規制してきましたが、令和３（2021）年４月１日からは、改善命令や排水一時停止命令が発出され、命令に従わなかった場合は罰則が適用されます。

流域図（太線内）

茨城県　霞ヶ浦流域一覧　検索

流域図の太線内が霞ヶ浦流域です。霞ヶ浦流域内にある県内の小規模事業所が、この記事でご説明する排水規制の対象となります。市町村名、字名を確認したい場合は、インターネットで検索してください。

●改善対策をしたい事業者への支援を行っています

◆茨城県環境保全施設資金融資制度◆

排水処理施設の整備などに対しては、融資制度があります。

また、利子相当額を補給（実質無利子の融資）する制度もありますので、ぜひご活用してください。

◆店舗によっては補助が受けられます◆

店舗兼住宅で高度処理型浄化槽の設置を検討される事業者は、要件により補助が受けられる場合があります。

詳しくは、役場環境対策課へご相談ください。

【要件】店舗兼住宅のうち住宅部分の面積が２分の１を超える事業者が、10 人槽以下の高度処理型浄化槽を設置する場合など。

問い合わせ先
茨城県県民生活環境部　環境対策課　☎０２９―３０１－２９６６　県南県民センター環境・保安課　☎０２９―８２２－７０４８